

逗子市小規模工事及び修繕契約希望者登録要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、逗子市が発注する小規模な工事及び修繕でその内容が軽易で、かつ、履行の確保が確実であると認められる1件の予定金額が200万円以下の工事又は1件の予定金額が100万円以下の修繕（以下「小規模工事及び修繕」という。）について、市内の事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図るため、逗子市小規模工事及び修繕契約希望者登録制度（以下「登録制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(登録できる者)

第2条 登録制度に登録できる者は、市内に主たる事業所を置く事業者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 逗子市競争入札参加資格登録を受けている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 本市の市税を滞納している者

(登録の方法)

第3条 登録の方法は次のとおりとする。

- (1) 登録制度に登録しようとする者は、逗子市小規模工事及び修繕契約希望者登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）に必要書類を添付して市長に申請するものとする。
- (2) 市長は、登録申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、登録を決定したときは、逗子市小規模工事及び修繕契約希望者登録名簿登録通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知しなければならない。
- (3) 市長は、前号の規定による登録制度に登録する者を決定したときは、逗子市小規模工事及び修繕契約希望者登録名簿（第3号様式。以下「登録名簿」という。）に登録する。
- (4) 登録申請書の項目に変更が生じたとき又は事業を廃止したときは、逗子市小規模工事及び修繕契約希望者登録（変更・廃止）申請書（第4号様式）に必要書類を添付して市長に申請するものとする。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、登録をした日の属する年度から2年間とする。

(登録名簿の公開)

第5条 登録名簿は、公開する。

(発注に当たっての努め)

第6条 小規模工事及び修繕の発注における事業者選定に当たっては、登録名簿に登載さ

れた事業者（以下「登録者」という。）に対し見積参加機会を与えるように努めるものとする。なお、逗子市競争入札参加資格登録をした事業者の選定を否定するものではない。

（契約保証金）

第7条 登録者との契約締結に際しては、逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）第154条に規定する契約保証金の納付を免除する。

（委 任）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。